

公益社団法人山梨県看護協会理事報酬及び退職慰労金規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人山梨県看護協会(以下「本会」という。)定款第28条の規定に基づき、理事の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則において理事とは、常勤及び非常勤の理事をいう。

2 常勤理事とは、総会で選任された理事のうち、本会を主たる勤務地とする者をいい、非常勤理事とは、常勤理事以外の者をいう。

(報酬等の種類及び通勤手当)

第3条 本会は、常勤理事の職務執行の対価として、報酬を支給することができる。

2 非常勤理事は無報酬とする

3 常勤理事には、毎年6月及び12月に、賞与を支給することができる。

4 常勤理事には、通勤手当を支給することができる。

5 常勤理事の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。

(報酬)

第4条 本会の常勤理事の報酬月額、別表第1「常勤理事の報酬月額」とし、各々の理事の報酬月額は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において「常勤役員の報酬月額」のうちから、理事会で決定するものとする。

(通勤手当)

第5条 常勤理事に対する通勤手当は別表3に掲げる区分により支給する。ただし、通勤距離が片道キロメートル未満であるときは、支給しないものとする。

2 常勤理事が月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しなかったときは、その月の通勤手当は支給しないものとする。

(報酬等の支給日)

第6条 報酬及び通勤手当は、月額をもって支給するものとし、毎月16日に支給するものとする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に繰り上げて支払うものとする。

(日割計算)

第7条 新たに常勤理事になった者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。

3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(賞与)

第9条 常勤理事に対する役員賞与は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に在職する常勤理事に支給する。

2 常勤理事に対する役員賞与は、別表2「常勤理事賞与」のとおりとする。

(報酬等の支払い方法)

第10条 報酬等は、通貨をもって支給するものとする。ただし、本人の申し出により口座振替の方法によることができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支払うものとする。

3 役員賠償責任保険の個人負担分の保険料については、報酬等から控除するものとする。

(退職慰労金)

第11条 退職慰労金の額は、退任時の報酬月額に在任年数を乗じて得た額とする。

(費用弁償)

第13条 理事が、協会の業務で旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給に関しては、看護協会職員旅費規程による。

(改正)

第12条 この規則の改正は、理事会の決議により行う。

(委任)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規則は、公益社団法人山梨県看護協会の設立の登記の日（平成２４年４月１日）から施行する。

附則

この規則は、平成２６年１月１６日改正、平成２６年４月１日から施行する

附則

この規則は、平成２７年１月１５日改正、平成２７年６月２０日から施行する

別表1「常勤理事の報酬月額」

単位：円

号	金 額	号	金 額
1号	220,000	21号	320,000
2号	225,000	22号	325,000
3号	230,000	23号	330,000
4号	235,000	24号	335,000
5号	240,000	25号	340,000
6号	245,000	26号	345,000
7号	250,000	27号	350,000
8号	255,000	28号	355,000
9号	260,000	29号	360,000
10号	265,000	30号	365,000
11号	270,000	31号	370,000
12号	275,000	32号	375,000
13号	280,000	33号	380,000
14号	285,000	34号	385,000
15号	290,000	35号	390,000
16号	295,000	36号	395,000
17号	300,000	37号	400,000
18号	305,000	38号	405,000
19号	310,000	39号	410,000
20号	315,000	40号	415,000

別表2「常勤役員賞与」

算定期間	(1)基準日 6月1日 前年12月1日から5月31日まで (2)基準日12月1日 6月1日から11月30日まで
賞与の額	(1)6月30日(基準日6月1日)支給額 報酬月額×190/100×期間率 (2)12月10日(基準日12月1日)支給額 報酬月額×210/100×期間率
期間率	基準日以前の算定期間中の勤務期間に対する割合とし、次のとおりとする。 (1)6ヶ月 100分の100 (2)5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80 (3)3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60 (4)2ヶ月以上3ヶ月未満 100分の30 (5)2ヶ月未満 100分の15

別表3

通勤手当

該 当 者	通勤手当月額
(1) 交通機関利用者	定期券または回数乗車券等の額による支給 (ア) 1ヶ月当たりの運賃等相当額が55,000円以下の場合 全額 (イ) 1ヶ月当たりの運賃等相当額が55,000円をこえる場合 $55,000円 + \frac{\text{運賃} - 55,000円}{2}$
(2) 四輪自動車使用者	片道 2km以上 5km未満 3,000円 片道 5km以上 8km未満 4,800円 片道 8km以上 10km未満 5,900円 片道 10km以上 12km未満 7,100円 片道 12km以上 14km未満 8,300円 片道 14km以上 16km未満 9,500円 片道 16km以上 18km未満 10,600円 片道 18km以上 20km以下 11,800円 20kmを越える場合は1kmごとに580円を加算
(3) 四輪自動車以外の使用者	片道 2km以上 5km未満 2,000円 片道 5km以上 10km未満 4,100円 片道 10km以上 15km未満 6,500円 片道 15km以上 20km以下 8,900円 20kmを越える場合は1kmごとに480円を加算
(4) 併用の通勤者については、各通勤手段の合計とする。	